

児童手当・現況届の提出はお早めに

●児童手当
児童手当とは、児童養育家庭の生活の安定、児童の健全な成長を促すことを目的とした制度です。

●現況届
現況届とは、毎年6月に児童手当受給者全員に提出していただき、6月以降の児童手当の継続受給が可能かどうか確認するためのものです。

対象者
・中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育されている方
※対象児童を養育されている方には、現況届の用紙を6月上旬に郵送いたします。

現況届に必要な添付書類
・年金加入証明書 又は受給者本人の健康保険証の写し
・平成29年1月1日に安芸高田市に住民登録のなかった方は、前住所地の市区町村長が発行する平成29年度（平成28年中）課税証明書（所得・控除人数・金額記載のもの）※この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

※該当者には別途郵送いたします。

提出期限 6月30日
※提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますので、提出はお早めにお願ひします。

●支給月額・所得制限・児童手当の支給額は下記のとおり、2・6・10月に支給されます。

年齢	児童手当 (所得制限未満)	特例給付 (所得制限以上)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円	
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円	
中学生	10,000円	

子育て支援課
☎47-11283 ☎42-2130

ひとり親家庭等の自立支援給付金事業

母子家庭の母、父子家庭の父などの就業を促進するための事業を実施しています。いずれの事業も事前の相談が必要となります。また、過去

等の所得水準にある
・養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
対象となる資格
看護師（准看護師を含む）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師

支給期間
修業の全期間（上限3年）
支給額
①訓練促進費／月額10万円
（市民税課税世帯は月額7万5千円）
②入学支援修了一時金／修了後に5万円
（市民税課税世帯は2万5千円）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格者支援事業

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講時に、受講費用の一部を支給
対象者
市内に住所を有し、次の要件全てを満たす方
・20歳未満の児童を扶養している（お母さん、お父さんの場合）
・児童扶養手当の受給者または同等の所得水準にある

・高卒認定試験合格が、適職に就く

安芸高田市消防団 消防操法大会開催

6月18日（日）午前9時から安芸高田消防ヘリポート（吉田運動公園隣）において、第4回安芸高田市消防団消防操法大会を開催します。
市内6つの方面隊から1チームずつ参加し、消防小型ポンプ操法での操作の正確さ、規律、スピードを競います。多数のご参観と応援をお願いします。

危機管理課
☎42-5625 ☎42-4376

切り取り線

アンケート記入用紙

裏面アンケートの答えをご記入ください。

A1 { }
A2 { }
A3 { }

ふりがな _____
お名前 _____
性別 男 ・ 女 年齢 _____ 歳
〒 _____
住所 _____ 番() _____
お預かりした個人情報の取り扱いにつきましては厳重に管理し、取得目的以外には使用しません。
※取材のため、こちらからの連絡をご希望されない場合は ご連絡不可
右にチェックを入れてください。

自立支援教育訓練給付金事業
職業能力開発のための教育訓練講座受講時、受講費用の一部を支給
対象者
市内に住所を有し、次の要件全てを満たす方
・20歳未満の児童を扶養している
・児童扶養手当の受給者、または同等の所得水準にある
・講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる
対象講座
雇用保険制度の教育訓練給付の指

定教育訓練講座
支給額
対象講座受講費用の6割相当額（上限20万円／下限1万2千円）
●母子家庭等高等技能訓練促進費等事業
『高等技能訓練促進費』（就労に有利な資格取得のための修業時）、『入学生支援修了一時金』（修業修了後）を支給
対象者
市内に住所を有し、次の要件全てを満たす方
・20歳未満の児童を扶養している
・児童扶養手当の受給者、または同

NHKラジオ公演「真打ち競演」公開録音観覧者募集

演芸界選りすぐりの出演者による漫才・漫談・落語をお楽しみいただける「真打ち競演」の公開録音を実施します。
場所 クリスタルアージョ大ホール
日時 7月7日（金）18時開演
観覧申込方法
入場は無料ですが、入場整理券（1枚で2名様入場可能）が必要です。郵便はがき、または市内文化センターに配置しております申込書に必要事項を明記してお申し込みください。
申込締切 6月13日（火）
※詳しくは「広報安芸高田」5月号をご覧ください。

お問い合わせ先
安芸高田市教育委員会生涯学習課
文化・スポーツ振興係
☎42-0054
（土日祝除く8時30分～17時15分）
出演者



生涯学習課

クールビズの実施
市では、地球温暖化対策及び節電の取り組みとして、5月1日から9月30日まで、クールビズを実施しております。軽装（ノーネクタイ・ノー上着）を推奨しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

総務課
☎42-5611 ☎42-4376